2．宅地内漏水対応マニュアル

宅地内で漏水している

→ **漏水箇所はメーターより宅地側か？**
（全ての蛇口を止めた状態（水道未使用）で、パイロットマークが回っている）

→ Yes → ・修繕は、お客さまのご負担となります。
宅地内の漏水ですので、豊田市指定給水装置工事事業者へ依頼をお願いします。

↓ No

メーター口径は３０ミリ以上か？
（口径はメーターの蓋に表示あり）

→ Yes → **漏水箇所は止水栓より宅地側か？**
（漏水位置が分からなければ道路から止水栓までは現地調査します）

→ Yes → ・修繕は、お客さまのご負担となります。

→ No → ↓

↓ No

宅地内のメーターは３箇所以上か？

→ Yes → **アパート・マンション(集合住宅)などで漏水箇所は止水栓より宅地側か？**
（漏水位置が分からなければ道路から止水栓までは現地調査します）

→ Yes → ・修繕は、お客さまのご負担となります。

→ No → ↓

↓ No

メーター口径２５ミリ以下
・一般世帯・二世帯住宅・店舗付住宅・工場付住宅
・工場のみ・店舗のみ等(宅地内にメーター２箇所以下)

→ ・上下水道局にて修繕できます。

メーター内

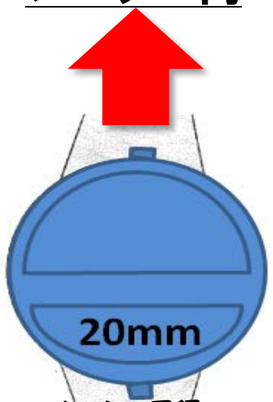

メーター口径

メーター蓋

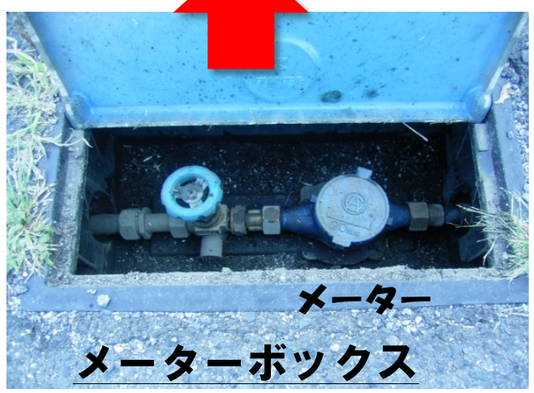

メーターボックス

・上下水道局にて修繕できます。

ただし、現地の状況の調査の結果によっては上下水道局で復旧ができない場合があります。また、宅地内掘削部の復旧方法は、掘削範囲での一般的なアスファルト舗装及びコンクリート舗装程度の復旧に限りますので、それ以上の特殊な復旧については、お客さまのご負担となります。ご理解をお願いします。

対応は、メーター口径２５ミリ以下は（一財）豊田市水道サービス協会にて行い、メーター口径３０ミリ以上は水道維持課に連絡をお願いします。